

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

第一条～第五条 「略」

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第六条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(消費機器に関する周知)

第九十七條 法第五十九條第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 「略」

二 ガス小売事業者（法第五十九條第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、経済

改正前

(消費機器に関する周知)

第九十七條 法第五十九條第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 「略」

二 ガス小売事業者（法第五十九條第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。

産業大臣（周知に係る消費機器の設置の場所が一  
の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は  
、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保  
安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限り  
ではない。

イ〜ハ 〔略〕

三〜五 〔略〕

2・3 〔略〕

第百九十八条・第百九十九条 〔略〕

（消費機器に関する調査）

第二百条 法第百五十九条第二項の規定による調査は

イ〜ハ 〔略〕

三〜五 〔略〕

2・3 〔略〕

第百九十八条・第百九十九条 〔略〕

（消費機器に関する調査）

第二百条 法第百五十九条第二項の規定による調査は

、次の各号により行うものとする。

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、経済産業大臣（調査に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。第四号において同じ。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

表 [略]

二～五 [略]

2・3 [略]

、次の各号により行うものとする。

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

表 [略]

二～五 [略]

2・3 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

第七条～第九条 「略」

(ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正)

第十条 ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであつて当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 [略]

三 経済産業大臣（導管の設置の場所が一の産業保

(漏えい検査)

第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであつて当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 [略]

[新設]

安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導  
管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）  
の承認を受けた場合

表 「略」

2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置  
されている導管、ガスメーターコック、ガスメータ  
ー及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガ  
スを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲  
げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄  
に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏  
えいが認められなかったものでなければならない。  
ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでな  
い。

表 「略」

2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置  
されている導管、ガスメーターコック、ガスメータ  
ー及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガ  
スを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲  
げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄  
に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏  
えいが認められなかったものでなければならない。  
ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでな  
い。

一〇四 〔略〕

五 経済産業大臣（導管の設置の場所が一の産業保

安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導

管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）

の承認を受けた場合

表 〔略〕

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、

一〇四 〔略〕

〔新設〕

表 〔略〕

3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、



この限りでない。

一～四 「略」

五 経済産業大臣（導管の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該導管の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合

表 「略」

4 「略」

この限りでない。

一～四 「略」

「新設」

表 「略」

4 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十一条・第十二条 「略」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。